

○枚方市立総合福祉会館条例施行規則

平成10年 7 月14日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立総合福祉会館条例（平成8年枚方市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用使用の申請及び受付)

第2条 枚方市立総合福祉会館（以下「会館」という。）の専用使用の許可を受けようとするものは、総合福祉会館使用許可申請書を指定管理者（条例第4条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定による使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用の許可（温水プール以外の施設に係るものに限る。）の申請を行うことができる。

3 第1項及び第10条第1項の規定による申請の受付日及び受付時間は、午前9時から午後9時30分まで（休館日に当たる日を除く。）までとする。

（平12規則43・一部改正、平17規則49・旧第4条繰上・一部改正、平19規則49・平25規則49・一部改正）

(申請の時期等)

第3条 前条の規定による申請の受付は、次の各号に掲げる会館の施設の使用区分に応じ、当該各号に定める日から開始する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 大研修室又は温水プールを専用使用するとき 使用日（2日以上引き続いて使用しようとするときは、その初日とする。以下同じ。）の4月前の日の属する月の初日。ただし、別に定めるところによりあらかじめ市長の登録を受けた団体（以下「登録福祉団体」という。）のうち、障害者等で構成するものについては使用日の6月前の日の属する月の初日、それ以外のものについては使用日の5月前の日の属する月の初日とする。

(2) 前号に掲げる施設以外の施設を専用使用するとき 使用日の6週前の日。ただし、登録福祉団体のうち、障害者等で構成するものについては使用日の10週前の日、それ以外のものについては使用日の8週前の日とする。

(3) 第1号に掲げる施設と前号に掲げる施設とを同時に専用使用するとき 第1号に規定する日

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条第1項第1号又は第2号の規定による使用に係る受付については、随時、行うことができる。

(平19規則49・追加)

(使用者ID番号の付与)

第4条 指定管理者は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、会館の使用の許可の申請を行おうとするものに対し、使用者ID番号を付与することができる。この場合において、当該使用者ID番号の付与を受けようとするものは、あらかじめ、総合福祉会館使用者ID番号付与申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 指定管理者は、前項後段の申込書が提出された場合において適当であると認めたときは、当該申込みを行ったものに対し、総合福祉会館使用者ID番号証（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 第1項の使用者ID番号の有効期間は、前項の番号証の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日まで（登録福祉団体にあっては、前条第1項第1号に規定する市長の登録の期間）とする。

- 4 第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、当該申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、指定管理者にその旨を申し出なければならない。

(平19規則49・追加、平25規則49・令5規則47・一部改正)

(使用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、第2条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請を行ったものに対し、総合福祉会館使用許可書を交付する。

(平17規則49・旧第5条繰上・一部改正、平19規則49・旧第3条繰下・一部改正、平25規則49・一部改正)

(個人共用使用の許可等)

第6条 温水プールの個人共用使用の許可を受けようとする者は、プール使用券（様式第3号）又はプール回数券（様式第4号）を提示して、指定管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、退出時にプール使用券又はプール回数券を係員に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第5項に規定する障害者（常時介護を必要とすると市長が認める障害者にあっては、市長が必要と認める人数を限度として、当該介護を行う者を含む。以下この項において同じ。）が温水プールの個人共用使用の許可を受けようとする

きは、同項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又は特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当証書その他同項に規定する障害者であることを証する書類の提示等をもって、第1項の規定による提示に代えるものとする。

4 第1項の規定による申請の受付時間は、午前10時から午後8時30分までとする。

5 条例別表2の表備考2及び備考3に規定する規則で定める障害者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第17条第1項の規定により特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当証書の交付を受けている者が監護し、又は養育する当該特別児童扶養手当の支給要件に該当する障害児

(5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

（平11規則12・一部改正、平12規則43・旧第7条繰上、平12規則71・平14規則2・平16規則40・一部改正、平17規則49・旧第6条繰下・一部改正、平18規則1・平19規則33・一部改正、平19規則49・旧第4条繰下・一部改正、平25規則49・一部改正）

（使用形態の併用）

第7条 指定管理者は、温水プールを現に専用使用の許可を受けたものが使用中であっても、当該専用使用の許可を受けたものの承諾があるときは、個人共用使用と併用させることがある。

（平12規則43・旧第8条繰上、平17規則49・旧第7条繰上・一部改正、平19規則49・旧第5条繰下）

（使用許可書の提示）

第8条 会館の専用使用の許可を受けたもの（以下「専用使用者」という。）は、第5条の

許可書又は第10条第3項の中止・変更許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平12規則43・旧第9条繰上、平17規則49・旧第8条繰上・一部改正、平19規則49・旧第6条繰下・一部改正、令5規則47・一部改正)

(使用料の納付の特例)

第9条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用の開始までに使用料を納付させることができる場合は、第2条第2項の規定に基づく使用の許可の申請が行われた場合(次条第1項の規定による変更の申請が行われた場合を除く。)とする。

(平19規則49・追加)

(専用使用の中止等)

第10条 専用使用者は、会館の専用使用を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、総合福祉会館使用中止・変更許可申請書を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、専用使用の許可に係る中止又は変更の申請は、当該許可につき、いずれか1回限りとする。

2 前項の申請書には、第5条の許可書を添付しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、総合福祉会館使用中止・変更許可書を交付する。

4 専用使用者は、会館の専用使用の内容の変更について許可を受けた場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちに、不足に係る使用料を納付しなければならない。

5 第2条第3項の規定は、第1項の規定による申請の受付について準用する。

(平12規則43・旧第10条繰上、平14規則2・一部改正、平17規則49・旧第9条繰上・一部改正、平19規則49・旧第7条繰下・一部改正、平25規則49・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することのできない理由により、会館を使用することができなくなったとき 次に掲げる使用者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる使用者以外の使用者 使用料に相当する額
- ロ 回数券料金による使用者 既納の使用料の額から既に当該回数券料金により使用した回数に1回当たりの当該回数券の区分に応じた一般料金の額を乗じて得た額を控除した額

- (2) 使用日の7日前(大研修室、温水プール及びこれらの施設と同時に専用使用する施設にあっては、30日前)までに、会館の専用使用の中止について申請して許可を受けたとき 使用料の5割に相当する額
- (3) 使用日の7日前までに、会館の専用使用の変更について申請して許可を受けた場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 過納の部分に係る使用料の5割に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとするものは、総合福祉会館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、第5条の許可書、前条第3項の中止・変更許可書、プール使用券又はプール回数券を添付しなければならない。
- 4 第2条第3項の規定は、第2項の規定による申請の受付について準用する。
(平12規則43・旧第11条繰上、平14規則2・一部改正、平17規則49・旧第10条繰上・一部改正、平19規則49・旧第8条繰下・一部改正、平25規則49・令5規則47・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 市長は、会館の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第10条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

- (1) 市が公用で使用するとき 使用料に相当する額
- (2) 指定管理者又は枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの指定管理者が会館の設置目的に適合する事業で使用する場合において市長が必要があると認めるとき 使用料に相当する額
- (3) 保育室以外の会館の施設を専用使用し、かつ、保育を目的として保育室を専用使用するとき 保育室の使用料に相当する額
- (4) 登録福祉団体が当該登録福祉団体の事業で会館の施設を専用使用するとき 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 使用料の8割に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)
 - ロ 午前午後の使用の許可を受けた場合 午前の使用料の8割に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額) 及び午後の使用料の8割に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)

額。ハにおいて同じ。)の合計額

ハ 午後夜間の使用の許可を受けた場合 午後の使用料の8割に相当する額及び夜間の使用料の8割に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)の合計額

(5) 65歳以上の者が温水プールを個人共用使用するとき 使用料の5割に相当する額

(6) 第6条第5項の障害者のうち介護を必要とする者の介護をするため、同条第3項の障害者を介護する者が温水プールを個人共用使用するとき 当該介護する者に係る使用料に相当する額

- 2 使用料の減免を受けようとするもの(前項第5号及び第6号に該当するものを除く。)は、総合福祉会館使用料減免申請書を第2条第1項の許可申請書又は第10条第1項の中止・変更許可申請書に添付して市長に提出しなければならない。

(平12規則43・旧第12条繰上・一部改正、平14規則2・一部改正、平17規則49・旧第11条繰上・一部改正、平19規則33・一部改正、平19規則49・旧第9条繰下・一部改正、平25規則49・平31規則6・一部改正)

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備の設置又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を記載した仕様書を第2条第1項の申請書に添付して指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可をするに当たっては、会館の管理運営上必要な条件を付することがある。

(平12規則43・旧第13条繰上、平17規則49・旧第12条繰上・一部改正、平19規則49・旧第10条繰下・一部改正)

(定員)

第14条 会館の施設の定員は、別表のとおりとする。ただし、会館の管理上支障がないと指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(平12規則43・旧第14条繰上、平17規則49・旧第13条繰上・一部改正、平19規則49・旧第11条繰下)

(遵守事項)

第15条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会館の施設又は附属設備を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 許可を受けていない会館の施設、附属設備等を使用しないこと。

- (3) 会館の他の利用者に危害を及ぼし、又は迷惑を掛ける行為をしないこと。
- (4) 会館内において、許可を受けずに物品の展示、販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 会館内において、承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
- (6) 会館内において、指定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (7) 会館内において、喫煙しないこと。
- (8) 許可を受けた使用時間内で準備及び整理を行うこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会館の管理上必要な指示に従うこと。

(平12規則43・旧第15条繰上、平17規則49・旧第14条繰上、平19規則49・旧第12条繰下、平31規則34・一部改正)

(損傷等の届出)

第16条 使用者及び入館者は、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(平12規則43・旧第16条繰上、平17規則49・旧第15条繰上・一部改正、平19規則49・旧第13条繰下)

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。

- (1) 感染性の疾患があると明らかに認められる者
- (2) 会館の施設又は附属設備を損傷し、又はそのおそれのある者
- (3) 第15条第3号から第7号まで及び第9号の規定に違反した者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会館の管理上支障があると認められる者

(平12規則43・旧第17条繰上・一部改正、平17規則49・旧第16条繰上・一部改正、平19規則49・旧第14条繰下・一部改正、平31規則34・一部改正)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平12規則43・旧第19条繰上、平17規則49・旧第17条繰上・一部改正、平19規則49・旧第15条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成10年7月15日から施行する。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、会館の開設時における使用の申請の受付については、市長が別に定める日から開始する。

附 則〔平成11年3月31日規則第12号抄〕

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年4月1日規則第43号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成12年7月24日規則第71号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成14年2月1日規則第2号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式については、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則〔平成16年6月23日規則第40号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成17年6月30日規則第45号〕

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成17年8月1日規則第49号〕

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成18年1月31日規則第1号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。
- (枚方市立総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 枚方市立総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年枚方市規則第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成19年4月27日規則第33号〕

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則〔平成19年9月21日規則第49号〕

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上で、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成21年3月30日規則第13号〕

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上で、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成25年11月20日規則第49号抄〕

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月25日規則第21号〕

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市立総合福祉会館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成31年2月28日規則第6号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成31年3月29日規則第34号〕

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年12月1日規則第47号〕

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

（平12規則43・平17規則45・平17規則49・平19規則49・平21規則13・一部改正）

区分	定員
集会室	人 24
研修室 1	50
研修室 2	36
研修室 3	24
研修室 4	24
大研修室	144
和室	40
保育室	20
作業室	25
日常生活訓練室	25

様式第 1 号（第 4 条関係）

総合福祉会館利用者 I D 番号付与申込書

年 月 日

(宛先)
〔付与権者氏名〕

申込者 氏 名
住 所
電 話

次のとおり利用者 I D 番号付与を申し込みます。

団 体 名	ふりがな				
代 表 者	住 所	(〒)			
		ふりがな			
	氏 名	ふりがな		電 話	
		携帯電話			
パ ス ワ ー ド					←数字 4 桁を記入
区 分	☐ 登録福祉団体（障害者等・その他） ☐ 一般（市内・市外）				
主 な 使 用 目 的					

※ 登録福祉団体で申し込む場合は、団体登録を受ける（受けている）が必要です。

(事務所記入欄)

確 認 事 項	運転免許証・パスポート・健康保険証・公的年金証明書・学生証・社員証（名刺可）
---------	--

様式第 2 号（第 4 条関係）

総合福祉会館使用者 I D 番号証

_____様

〔付与権者氏名〕 ㊞

次のとおり使用者 I D 番号を付与します。

団 体 名							
代 表 者	住 所	(〒 —)					
	氏 名			電 話 番 号			
使 用 者 I D 番 号			パ ス ワ ー ド (数 字 4 桁)				
区 分	☐ 登録福祉団体（障害者等・その他） ☐ 一般（市内・市外）						

交 付 年 月 日		有 効 期 間	
-----------	--	---------	--

様式第3号(第6条関係)

日	付
入場時間	退場時間
プール使用券	
(1回 2時間)	
	円
枚方市立総合福祉会館	

備考 寸法は、縦9センチメートル、横5.7センチメートルとする。

様式第4号(第6条関係)

日	付
入場時間	退場時間
プール回数券	
(1回 2時間)	
円	
■ 直射日光にあてないようにお願いします。 (破損、汚損等で読めない場合は、使用できないことがありますのでご注意ください。)	
枚方市立総合福祉会館	

備考 寸法は、縦9センチメートル、横5.7センチメートルとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平26規則21・全改）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平26規則21・全改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平14規則 2・全改、平17規則49・一部改正、平19規則49・旧様式第 3 号繰下・一部改正、平25規則49・旧様式第 5 号繰上）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（平14規則 2・追加、平17規則49・一部改正、平19規則49・旧様式第 4 号繰下・一部改正、平25規則49・旧様式第 6 号繰上）